平成19年実績評価書要旨

平　成　２　０　年　７　月
国家公安委員会・警察庁

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
	2 地域警察官による街頭活動の更なる推進
	3 少年非行の防止
	4 犯罪等からの少年の保護
	5 良好な生活環境の保持
	6 経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化
	2 重要窃盗犯に係る捜査の強化
	3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
	4 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
	5 科学技術を活用した捜査の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化
	2 薬物密輸・密売組織の取締りの強化
	3 暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化
	4 来日外国人犯罪対策の強化
4 安全かつ快適な交通の確保 ～交通事故死者数5，000人以下という政府目標の実現に向けた歩行中・自転車乗用中死者数の約2割減、70歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約1割抑止への挑戦～	1 歩行者・自転車利用者の安全確保
	2 高齢運転者による交通事故の防止
	3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
	4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
	5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案の予防鎮圧
	2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
	3 警備犯罪取締りの的確な実施
	4 グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 情報セキュリティの確保	1 サイバー空間の安全確保
8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	1 警察行政の電子化の推進

平成19年実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月　　担当部局名　警察庁生活安全局

施策名	市民生活の安全と平穏の確保	政策体系上の位置付け 基本目標1

施策の概要

業績目標１　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
街頭犯罪・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。

業績目標２　地域警察官（注１）による街頭活動の更なる推進
警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の解消による交番機能の強化、通信指令システムの強化等を推進し、地域に密着した活動を行っている地域警察官の街頭活動を更に推進する。
注１：地域警察官とは、交番勤務・駐在所勤務等の地域警察勤務を行う警察官をいう。

業績目標３　少年非行の防止
近年、少年による社会の耳目を集める凶悪事件が発生し、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員も高水準で推移していること等から、非行集団等の取締り及び街頭補導活動を強化するとともに、再非行抑止のための立直り支援等を推進することにより、少年非行の防止を図る。

業績目標４　犯罪等からの少年の保護
児童買春、児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪（以下「福祉犯」という。）の取締りを推進するとともに、インターネット上の異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為等の規制に関する法律を的確に運用するなど、有害環境の浄化を推進する。また、少年補導職員等によるカウンセリングや継続的な支援等を推進すること等により、犯罪等から少年の保護を図る。

業績目標５　良好な生活環境の保持
営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や、近年、多発している刀剣類及び新たに所持が禁止された準空気銃の不法所持事件の取締りを強化及び推進すること等により、良好な生活環境を保持する。

業績目標６　経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保
経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りの推進により、良好な経済活動及び自然環境の確保を図る。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【評価結果の概要】

（評価の結果）

業績目標１　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
業績指標①及び②は共に達成されていることから、犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくりは進められたと認められる。
しかし、業績指標①は、依然として高い水準にあることから、安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策を引き続き推進することが必要である。

業績目標２　地域警察官による街頭活動の更なる推進
業績指標①、②共に目標を達成し、地域警察官による街頭活動の強化が推進されたと認められる。
しかし、治安に対する国民の不安が払しょくされず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないことから、地域警察官による街頭活動の強化の更なる推進が必要であると考えられる。

業績目標３　少年非行の防止
業績指標②は達成が不十分であるものの、業績指標①及び③はおおむね達成されていることから、少年非行の防止はおおむね推進されたと認められる。
達成が不十分であった業績指標②については、指標である再犯者率が、再犯者数だけでなく初犯者数とも相関関係にあることに由来するものであり、再犯者数そのものについては、４年連続で減少している。今後は、再犯者数そのものを基礎とし、再犯者数の同年齢層における人口比の動向も考慮しつつ、再犯者の状況を把握・評価し、更に再犯者対策を講ずることとする。

業績目標４　犯罪等からの少年の保護
業績目標①は達成し、業績指標②はおおむね達成されたと認められることから、犯罪等からの少年の保護はおおむね推進されたと認められる。
しかしながら、依然として少年の福祉犯被害が後を絶たない現状があることから、これら事犯の取締りと被害少年保護対策を更に推進する必要があると考えられる。

業績目標５　良好な生活環境の保持
業績指標①から③まですべての指標において目標が達成されていることから、風俗営業者等に対する必要な規制及び取締り並びに刀剣類及び準空気銃の不法所持事件の取締りの強化及び推進による良好な生活環境の保持は達成されたと認められる。

業績目標６　経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保
業績指標①から④まですべての指標において目標が達成されていることから、経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保は達成されたと認められる。

（評価の結果の政策への反映の方向性）

業績目標１　犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記施策を推進する。

業績目標２　地域警察官による街頭活動の更なる推進
国民の犯罪に対する不安を払しょくするため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努める。
また、国民に信頼される強じんな執行力を備えた精強な第一線を構築するため、現場執行力の向上、装備資器材の整備等を図る。

業績目標３　少年非行の防止
少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にあることから、少年の規範意識の醸成、立直り支援等の諸対策を更に推進することとする。

業績目標４　犯罪等からの少年の保護

福祉犯の取締りを引き続き推進するとともに、関係省庁と連携したフィルタリングの普及促進など、子どもを取り巻く有害環境対策の充実及び被害防止のための広報啓発活動を行うこととする。

業績目標５　良好な生活環境の保持

風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化や、刀剣類及び準空気銃の不法所持事件の取締りを強化し、及び推進すること等により、良好な生活環境の保持を図っていくこととする。

また、19年12月、長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件を受けて、許可を受けた猟銃等及びその所持者すべてを対象とした「17万人／30万丁・総点検」を実施するとともに、警察庁において、銃砲行政のあらゆる面から点検作業を行う「銃砲行政の総点検」を行ったところであり、その結果を踏まえ、銃刀法の改正も含め、銃砲規制の厳格化のための対策を早急に具体化していくこととする。

業績目標６　経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保

経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りを更に推進するとともに、被害防止対策を進めることにより、良好な経済活動及び自然環境の確保を図っていくこととする。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】

業績目標１業績指標①

街頭犯罪・侵入犯罪の発生状況（街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数）

達成目標：

街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数について、過去５年間の減少傾向を維持する。

基準年：14～18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：

19年中の主な街頭犯罪（注２）の認知件数は87万6,346件と、18年に比べ６万7,268件（7.1%）減少し、また、19年中の主な侵入犯罪（注３）の認知件数も20万4,811件と、18年に比べ３万3,578件（14.1%）減少し、目標を達成した。

注２：路上強盗、ひったくり、強姦（街頭）、強制わいせつ（街頭）、略取誘拐（街頭）、暴行（街頭）、傷害（街頭）、恐喝（街頭）、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい
注３：侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入

業績目標１業績指標②

防犯ボランティア団体の活動状況（防犯ボランティア団体数及び構成員数）

達成目標：

防犯ボランティア団体の活動の活性化に向け、各種支援を継続することにより、防犯ボランティア団体数及び構成員数について、増加傾向を維持する。

基準年：15～18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：

19年末の防犯ボランティア団体数は３万7,774団体と、18年末に比べ5,843団体（18.3%）増加し、また、19年末の防犯ボランティア団体の構成員数は234万2,279名と、18年末に比べ36万2,814名（18.3%）増加し、目標を達成した。

業績目標２業績指標①

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合

達成目標：

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去５年間並の高水準を維持する。

基準年：14～18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：

刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、増加傾向にあり、19年中は45万2,116人のうち37万5,533件（83.1%）と、18年に比べ0.2ポイント向上しており、刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は過去５年間並の高水準を維持し、目標を達成した。

業績目標２業績指標②

地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の数

達成目標：

地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消する。

基準年：16年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：

地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」は、16年４月1日現在では、全国に1,925箇所あったが、19年４月１日現在、いわゆる「空き交番」は解消され、目標を達成した。

業績目標３業績指標①

少年非行防止のための取組みの推進状況（刑法犯少年等の検挙人員、少年相談受理件数、不良行為少年の補導人員、覚せい剤事犯等の少年の検挙人員及び薬物乱用に係る不良行為少年の補導人員）

達成目標：

刑法犯少年等を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導する。

基準年：14～18年　　**達成年**：19年

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**効果の把握の結果**： 刑法犯少年の検挙人員や触法少年（刑法）の補導人員は減少（検挙人員：10万3,224人、前年比8.5％減、補導人員：１万7,904人、前年比4.7％減）したものの、特別法犯の送致人員や触法少年（特別法）の補導人員は増加（送致人員：6,340人、前年比16.6％増、補導人員：608人、前年比31.6％増）したほか、不良行為少年の補導人員も増加（補導人員：155万1,726人、前年比8.7％増）しているなどから、刑法犯少年等を的確に検挙し、不良行為少年を的確に補導するという目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標３業績指標② 非行少年の再犯者率 **達成目標**： 非行少年の再犯者率を過去５年間の平均値より減少させる。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 刑法犯少年の再犯者率は増加（再犯者率：30.3％、前年比0.3ポイント増）し、非行少年の再犯者率を過去５年間の平均値（刑法犯少年の過去５年間の再犯者率の平均値28.4％）より減少させるという目標については、達成が十分とは言えない。
	業績目標３業績指標③ 非行少年の立直り支援等の状況（関係機関等と連携した非行少年の立直り支援事例等） **達成目標**： 非行少年の立直り支援を的確に推進する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 非行少年の立直り支援等の拠点である少年サポートセンターの設置数が増加しているほか、少年サポートセンターが関係機関・ボランティア等と連携して様々な立直り支援を実施したり、個々の事件における捜査・調査を通じて非行少年が心を開いた担当警察官・警察職員が、当該少年に対して継続的に連絡をとり、少年の話し相手となるなどの取組みを行うことにより、非行少年の立直り支援に一定の成果をあげていることから、非行少年の立直り支援を的確に推進するという目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標４業績指標① 福祉犯の被害状況等（福祉犯の検挙件数及び検挙人員並びに被害者数） **達成目標**： 福祉犯の被害少年の保護を図る。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 福祉犯の検挙件数及び検挙人員が増加（福祉犯の検挙件数：7,175件、前年比0.2％増、検挙人員：6,768人、前年比3.6％増）したことから、福祉犯の取締りを推進することで福祉犯の被害少年の保護を図るという目標は達成されたと認められる。
	業績目標４業績指標② 被害少年の支援等の状況（少年相談受理件数及び少年補導職員等による被害少年の支援事例） **達成目標**： 被害少年の支援を推進する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 少年相談受理件数７万8,789件のうち、犯罪被害の相談受理件数が増加（受理件数：7,654件、前年比1.9％増）したが、これら相談に対する助言・指導等の措置や立直り支援の取組み等により、被害少年の支援を推進するという目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標５業績指標① 風俗営業等に対する行政処分件数 **達成目標**： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく行政処分件数を過去５年間の平均より増加させる。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 19年中の風俗営業等への行政処分件数は9,631件と、14年から18年までの平均行政処分件数5,955件に比べ3,676件（61.7％）増加し、目標を達成した。
	業績目標５業績指標② 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員 **達成目標**： 風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

効果の把握の結果：
19年中の風俗関係事犯の検挙件数は7,902件と、14年から18年までの平均検挙件数7,097件より805件(11.3%)、検挙人員は8,530人と、14年から18年までの平均検挙人員7,568人に比べ962人(12.7%)、それぞれ増加し、目標を達成した。

業績目標５業績指標③
刀剣類及び準空気銃の押収数

達成目標：
刀剣類の押収数を過去５年間の平均より増加させるとともに、準空気銃の押収を推進する。

基準年：14～18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：
19年中の刀剣類の押収数は757件と、14年から18年までの平均押収数396件に比べ361件（91.2%）増加し、目標を達成した。また、19年中の準空気銃の押収数は30件であった。

業績目標６業績指標①
ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員

達成目標：
ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：14～18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：
19年中のヤミ金融事犯の検挙事件数は484事件と、14年から18年までの平均検挙事件数378事件に比べ106事件（28.0%）、19年中の検挙人員は995人と、14年から18年までの平均検挙人員805人に比べ190人（23.6%）、それぞれ増加し、目標を達成した。

業績目標６業績指標②
特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員

達成目標：
特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：14～18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：
19年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は112事件と、14年から18年までの平均検挙事件数102事件に比べ10事件(9.8%)、検挙人員は299人と、14年から18年までの平均検挙人員285人に比べ14人(4.9%)、それぞれ増加し、目標を達成した。

業績目標６業績指標③
知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員

達成目標：
知的財産権侵害事犯の検挙件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：14～18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：
19年中の知的財産権事犯の検挙件数は1,283件と、14年から18年までの平均検挙件数1,136件に比べ147件(12.9%)、検挙人員は715人と、14年から18年までの平均検挙人員607人に比べ108人(17.8%)、それぞれ増加し、目標を達成した。

業績目標６業績指標④
廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員

達成目標：
廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を過去５年間の平均より増加させる。

基準年：14～18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：
19年中の廃棄物事犯の検挙事件数は6,107事件と、14年から18年までの平均検挙事件数3,550事件に比べ2,557事件（72.0%）、検挙人員は7,797人と、14年から18年までの平均検挙人員5,103人に比べ2,694人（52.8%）、それぞれ増加し、目標を達成した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞
安全・安心なまちづくり全国展開プラン（犯罪対策閣僚会議決定）	平成17年６月	第１＜住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開＞ 第２＜住まいと子供の安全確保＞
犯罪から子どもを守るための対策（犯罪対策閣僚会議決定）	平成18年12月	第１章＜登下校時の安全確保等のための対策＞ 第２章＜犯罪から子どもを守るための総合対策＞
子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）	平成18年６月	Ⅰ＜地域の力で子どもを非行や犯罪被害を守る＞ Ⅱ＜子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む＞
第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	全国各地域の防犯ボランティアのパトロールなどの活動を支援するとともに、本年春までに「空き交番ゼロ」を実現するなど「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第162回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	来年度、3,500人の警察官を増員し、「空き交番」の解消に全力を挙げ、「世界一安全な国」の復活を目指します。
	第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	一昨年４月に2000か所あった空き交番は、１年間で700か所解消しました。平成19年春までの３年間に「空き交番」をゼロにします。
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞１(9),(10),(12)
	青少年育成施策大綱	平成15年12月	４－(2)(3)、５－(3)(4)、６－(1)(4)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第２＜社会全体で取り組む少年犯罪の抑止＞
	犯罪から子どもを守るための対策（犯罪対策閣僚会議決定）	平成17年12月	第１章＜登下校時の安全確保等のための対策＞第２節２(2)
	子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）	平成18年６月	Ⅰ－１(1),４(2)、Ⅱ－１(1)、Ⅲ－１(1),(2),(4)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞３ 第２＜社会全体で取り組む少年犯罪の抑止＞２
	犯罪から子どもを守るための対策（犯罪対策閣僚会議決定）	平成17年12月	第１章＜登下校時の安全確保等のための対策＞第２節２(2)(3)
	子ども安全・安心加速化プラン（犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）	平成18年６月	Ⅰ＜地域の力で子どもを非行や犯罪被害を守る＞４(1) Ⅲ＜困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する＞２(2)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４＜組織犯罪等からの経済、社会の防御＞３(3)

平成19年実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月　　担当部局名　警察庁刑事局

施策名	犯罪捜査の的確な推進	政策体系上の位置付け 基本目標２
施策の概要	業績目標１　重要犯罪（注１）に係る捜査の強化 犯罪の広域化・巧妙化が進み、「物からの捜査」等従来型手法による検挙が困難化するなど、捜査を取り巻く環境が悪化している現状にあることから、真の治安再生に向けて、重要犯罪の検挙を徹底するための取組みを進める。 注１：殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、人身売買及び強制わいせつ	
	業績目標２　重要窃盗犯（注２）に係る捜査の強化 重要窃盗犯は国民に大きな不安を与えるものであるため、その検挙を推進する。 注２：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり	
	業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。	
	業績目標４　振り込め詐欺・恐喝（注３）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 最近、振り込め詐欺・恐喝を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が急激に増加している。これらの犯行手口は、一層巧妙化・多様化し、国民の間に甚大な被害が生じていることから、捜査活動を強化するとともに、予防活動を強化する。 注３：従来は、いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）、架空請求詐欺（恐喝）及び融資保証金詐欺（恐喝）の３つの類型を振り込め詐欺・恐喝と定義し	
	業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進 科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学技術を活用した捜査を更に推進する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】	
	（評価の結果）	
	業績目標１　重要犯罪に係る捜査の強化 業績指標①はおおむね達成されていることから、重要犯罪に係る捜査はおおむね強化されたと認められる。	
	業績目標２　重要窃盗犯に係る捜査の強化 業績指標①はおおむね達成されていることから、重要窃盗犯に係る捜査はおおむね強化されたと認められる。	
	業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 業績指標①についておおむね達成されたという点においては、政治・行政・経済の構造的不正の追及はおおむね強化されたものと認められるが、これら不正の追及を求める国民の期待は依然として高いことから、引き続き、構造的不正の追及を強化する必要がある。	
	業績目標４　振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 業績指標①はおおむね達成されたものの、業績指標②は達成が十分とは言い難いことから、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化は、達成が十分とは言い難い。 これまで実施してきた施策については、検挙率の漸増、認知件数の漸減といった一定の成果がみられたが、検挙率は、未だ刑法犯全体の水準（19年：31.7%）を大きく下回っており、また、被害状況についても、19年中は月を追うごとに漸増傾向にあり、20年に入ってからもその傾向に歯止めがかからず、過去最悪の被害が発生した16年を上回るペースで推移しているなど、これまでどおりの対策を継続するのみではますます状況が悪化することは明らかであり、振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化のため、より一層効果的な施策を講じていく必要がある。	
	業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進 業績指標④については画像処理を活用した捜査が推進されたと認められ、業績指標①、②及び③については目標を達成しており、事件解決に貢献した事例も多くみられたことから、科学技術を活用した捜査は推進されたと認められる。	
	（評価の結果の政策への反映の方向性）	
	業績目標１　重要犯罪に係る雄差の強化 国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要犯罪に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。	
	業績目標２　重要窃盗犯に係る捜査の強化 国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。	
	業績目標３　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 引き続き、政治・行政・経済をめぐる構造的不正の追及の強化を図っていくこととする。 特に、研修内容の充実や捜査員の育成強化に努めるとともに、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するなどして不正の追及の強化を推進する。 なお、金融・不良債権関連事犯対策として９年度に認められた地方警察官の増員措置については19年３月をもって終了し、全国で1,000人を超える減員となった。19年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の減少と地方警察官の減員との関係について現在検証中であるが、当面、減員の影響を継続的に検証することとし、その結果を踏まえ、必要な措置を講じていくこととする。	

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**業績目標４　振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化** 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の検挙及び抑止に向け、都道府県警察に対する指導、関係警察相互の連携、関係省庁・団体等との連携等の強化のための体制の増強を図るとともに、広域知能犯罪捜査のための資機材の整備等を進めるなど、より一層効果的な施策を実施していくこととする。 なお、20年６月11日、振り込め詐欺に係る諸対策の総合的な推進を図るため、次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置したところであり、振り込め詐欺の撲滅に向けた施策の企画、立案及び総合調整を行うとともに、都道府県警察における施策の推進に当たり、必要な指導及び調整を行っていくこととする。
	業績目標５　科学技術を活用した捜査の更なる推進 今後とも科学技術を活用した捜査を一層推進していくため、ＤＮＡ型記録検索システムのオンライン化等の捜査用資機材、鑑識資機材の整備・充実や体制の強化を図る。 また、指掌紋自動識別システム、画像処理装置及び簡易画像処理装置等の鑑識関係システムを有効に活用するとともに、現場鑑識活動の強化に向けて取組みを進めていくことにする。 今後、画像処理装置の活用状況に関する評価を行う際は、簡易画像処理装置の活用状況を含めて評価することとする。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】
	業績目標１業績指標① 各重要犯罪の検挙率 **達成目標**： 殺人、強盗、強姦等の各重要犯罪の検挙率の向上に努める。 **基準年**：16～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果** 19年中の重要犯罪の検挙率は60.2％と、基準年のうち検挙率が最も高い18年の59.4％に比べると0.8ポイント増と、向上の度合いが少ないものの、16年から18年までの平均55.9％に比べ4.3ポイント増と、一定の向上が認められることから、目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標２業績指標① 各重要窃盗犯の検挙率 **達成目標**： 侵入窃盗、自動車盗等の各重要窃盗犯の検挙率の向上に努める。 **基準年**：16～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果** 19年中の重要窃盗犯の検挙率は51.4.％と、基準年のうち検挙率が最も高い18年の45.3％に比べ6.1ポイント増、16年から18年までの平均39.3％に比べ12.1ポイント増と、一定の向上が認められることから、目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標３業績指標① 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況（検挙事件数及び検挙事例） **達成目標**： 政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果** 業績指標①については、検挙事件数は、18年に比べ減少したが、これは、統一地方選挙、参議院議員通常選挙の施行や諸情勢の変化があったことが影響している。また、社会的反響の大きい検挙事例が多数見られ、その中には過去に例を見ない特筆すべき事件検挙もあることなどから、これらを総合的に判断すると、目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標４業績指標① 振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額 **達成目標** 振り込め詐欺・恐喝の認知件数及び被害総額を前年よりも減少させる。 **基準年**：18年　　**達成年**：19年 **効果把握の結果**： 19年中の振り込め詐欺・恐喝の認知件数は１万7,930件、被害総額は251億4,242万1,788円と、それぞれ18年に比べ認知件数は1,090件（5.7％）、被害総額は３億5,087万9,185円（1.4％）と、いずれも減少幅はわずかであるものの、減少したことから、目標をおおむね達成した。
	業績目標４業績指標② 振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数 **達成目標** 振り込め詐欺・恐喝の検挙人員及び検挙件数を前年よりも増加させる。 **基準年**：18年　　**達成年**：19年

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**効果把握の結果**： 19年中の振り込め詐欺・恐喝の検挙件数は3,079件、検挙人員は454人と、18年に比べ検挙件数は105件(3.5%)増加したものの、検挙人員は307人(40.3%)減少したことから目標の達成が十分とは言い難い。
	業績目標５業績指標① ＤＮＡ型鑑定の活用状況（鑑定事件数及び効果的事例） **達成目標** ＤＮＡ型鑑定の鑑定事件数の過去５年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型鑑定の効果的な活用を更に推進する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果** ＤＮＡ型鑑定事件数は、元年の導入以降、増加を続けている。19年中のＤＮＡ型鑑定事件数は２万1,189件と、18年に比べ9,370件（79.3%）増加し、目標を達成した。
	業績目標５業績指標② ＤＮＡ型記録検索システムの活用状況（活用件数及び効果的事例） **達成目標** ＤＮＡ型記録検索システムの過去２年間の増加傾向を維持する。また、ＤＮＡ型記録検索システムの効果的な活用を更に推進する。 **基準年**：17～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果** 余罪照会により、19年中に被疑者が確認された事件数は1,283件と、18年に比べ602件（88.4%）増加し、同一犯行照会により19年中に同一犯行と確認された事件数は1,104件と、18年に比べ310件（39.0%）増加しており、目標を達成した。
	業績目標５業績指標③ 掌紋自動識別システムの活用状況（活用件数及び効果的事例） **達成目標** 掌紋自動識別システムを最適化し、活用件数を増加させる。また、同システムの効果的な活用を更に推進する。 **基準年**：15～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果** 19年中の遺留掌紋照会件数は２万7,495件と、18年に比べ6,503件（30.9%）増加し、遺留掌紋確認件数は4,126件と、18年に比べ1,639件（65.9%）増加しており、目標を達成した。
	業績目標５業績指標④ 画像処理装置の活用状況（処理件数及び効果的事例） **達成目標** 画像処理件数の過去４年間の増加傾向を維持する。また、画像処理の効果的な活用を更に推進する。 **基準年**：15～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果** 業績指標④については、画像処理装置による画像処理件数が減少した。しかし、この減少は、19年においては警視庁で簡易画像処理装置を活用して相当数の画像処理を行ったことによるものと考えられ、他の道府県警察では画像処理装置による画像処理件数は増加傾向を維持している。したがって、画像処理を活用した捜査については推進されたと認められる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞２－④
	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第５＜治安回復のための基盤整備＞－⑭
	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第５＜治安回復のための基盤整備＞－⑥
	犯罪に強い社会実現のための行動計画	平成15年12月	第１＜平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止＞２－⑫、⑬

平成19年実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月　　担当部局名　警察庁刑事局組織犯罪対策部

施策名	組織犯罪対策の強化	政策体系上の位置付け 基本目標3

施策の概要

業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化

暴力団は、経済的利益を求めて、市民社会や経済活動にまでその対象を広げ、悪らつな犯罪を組織的に敢行する犯罪組織である。最近では、社会情勢の変化に応じて、様々な分野において資金獲得活動を行っていることから、暴力団の資金源対策に重点的に取り組むことにより、暴力団の存立基盤の弱体化を図る。

業績目標２　薬物密輸・密売組織の取締りの強化

我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていること及び薬物乱用は、乱用者の精神及び身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により凶悪な事件を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものであることから、密輸・密売にかかわる組織の取締りを強化し、これら組織に打撃を与える。

業績目標３　暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化

暴力団等犯罪組織が依然としてけん銃を組織的に管理し、対立抗争に際して銃器発砲事件を引き起こしていることから、暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の取締りを強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。

業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化

近年、国際組織犯罪を始めとする来日外国人犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、国内外の関係機関との連携を強化するための基盤を整えること等により、国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び事件検挙を強化するなど来日外国人犯罪対策を強化する。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【評価結果の概要】

（評価の結果）

業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化

業績指標①は、達成が十分とは言い難いものの、19年４月、国土交通省との間で同省地方整備局等の発注工事に関する暴力団排除のための通報報告制度を導入し、同年12月には、農林水産省発注の公共工事においても同様の制度を導入するなど、公共工事からの暴力団排除活動の推進は着実に図られていると認められ、引き続き暴力団排除要綱等の整備率の向上を図っていく。

業績指標②は達成され、業績指標③及び④はおおむね達成されたと認められることから、暴力団の存立基盤の弱体化はおおむね達成されたと認められる。

しかし、依然として、暴力団は資金獲得犯罪を多様化させ、獲得した資金を巧妙に隠匿するなど不透明化を図っていることから、引き続き、暴力団組織の実態把握の強化と取締りを推進し、資金のはく奪実績の向上を図る必要がある。

また、暴力団の存立基盤の弱体化を目指し、暴力団犯罪被害者や地域住民と一体となった民事訴訟支援、並びに行政、企業及び地域における暴力団排除活動について、都道府県暴力追放推進センターや弁護士会と連携し、強力に展開していく必要がある。

業績目標２　薬物密輸・密売組織の取締りの強化

業績指標①はおおむね達成されたと認められるものの、業績指標②及び③は達成が十分とは言い難いことから、薬物密輸・密売組織の取締りの強化は、達成が十分とは言い難い。

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）の適用件数、コントロールド・デリバリーの実施件数の減少については、薬物犯罪収益の隠匿、密輸の手口が巧妙化していることが原因と考えられることから、今後、薬物犯罪収益の更なる解明、コントロールド・デリバリー等特殊な捜査手法の効果的な活用等の対策を講ずる必要がある。

業績目標３　暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化

業績指標②についてはおおむね達成されたと認められる一方、業績指標①については、武器庫事件の検挙件数及び押収丁数が増加し、暴力団等による対立抗争に使用されるおそれのある質の高いけん銃の押収が図られたものの、達成が十分とは言い難いことから、暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化は、達成が十分とは言い難い。

19年中は長崎市長射殺事件を始めとする凶悪な銃器発砲事件の発生がみられ、市民生活に大きな不安と脅威を与えた。また、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び押収丁数の減少については、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化により、けん銃の押収が困難となっていることが原因と考えられることから、今後、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要がある。

業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化

業績指標①及び②は達成されたと認められることから、来日外国人犯罪対策の強化は、達成されたと認められる。

今後とも、時々刻々と変化する国際組織犯罪の実態を解明し、引き続き来日外国人犯罪の検挙を一層推進する必要がある。

（評価の結果の政策への反映の方向性）

業績目標１　暴力団の存立基盤の弱体化

疑わしい取引に関する情報の分析機能の向上を図り、これを積極的に活用するなどして、暴力団の資金獲得実態や組織実態等の解明を推進するとともに、徹底した取締りを行うことによって、暴力団の存立基盤の弱体化を図っていくこととする。

また、公共工事や企業活動からの暴力団排除活動を推進して、暴力団の資金源の封圧に努め、国民の経済活動の健全性を確保するとともに、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会等と連携して、暴力団を相手方とする民事訴訟支援、社会復帰対策を推進し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）の効果的な運用を図っていくこととする。

なお、第169回通常国会において、指定暴力団の代表者等に対する民事責任追及や対立抗争等に関する賞揚等の規制等を柱とする暴力団対策法の一部を改正する法律案を提出し、20年４月30日に成立した。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

業績目標２　薬物密輸・密売組織の取締りの強化

薬物の密輸・密売にかかわる組織の取締りを更に強化し、これらの組織に打撃を与える。

特に、麻薬特例法の適用、コントロールド・デリバリーの実施については、薬物犯罪収益の更なる解明、特殊な捜査手法の効果的な活用等の対策を講ずる必要があることから、より多くの証拠の収集と徹底した分析の実施、装備資機材の充実等を図る。

業績目標３　暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化

暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を図るとともに、暴力団等犯罪組織による銃刀法違反事件の取締りを更に強化し、銃器に係る脅威から国民の生命及び身体の安全を確保するよう努める。

特に、けん銃情報の潜在化及びけん銃の隠匿手口の巧妙化については、けん銃に係る情報収集の強化、けん銃の効果的な捜索の実施等の対策を講ずる必要があることから、けん銃110番報奨制度（注）の活用、警察犬等装備資機材の充実等を図る。

注：全国共通フリーダイヤル番号により、けん銃その他の銃器等に関する情報の提供を受け付け、けん銃等の押収及び被疑者の検挙に至った場合に、通報者に対して報奨金を支払う制度

業績目標４　来日外国人犯罪対策の強化

国内関係機関との連携を強化するなどして犯罪インフラに係る事犯及び組織犯罪の検挙を推進し、国際犯罪組織の壊滅を図っていくとともに、ＩＣＰＯを通じた情報交換等、外国の治安当局との捜査協力を積極的に行って国際組織犯罪の取締りを強化することにより、引き続き来日外国人犯罪対策を強化していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】

業績目標１業績指標①

地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率

達成目標：

19年の地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率を90％以上にする。

基準年：18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：

19年中の地方公共団体の公共工事における暴力団排除要綱等の整備率は89.5％と、18年に比べ0.8ポイント増加したが、目標の整備率である90％に満たず、達成が十分とは言い難い。

業績目標１業績指標②

組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定の適用状況（適用事例）及び警察官たる司法警察員からの請求による組織的犯罪処罰法第23条に基づく起訴前の没収保全命令による没収保全額

達成目標：

組織的犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）、第11条（犯罪収益等収受）及び第23条（起訴前の没収保全命令）の積極的な適用により、暴力団の不法収益のはく奪を強化し、資金獲得活動の封圧を図る。

基準年：14～18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：

19年中の組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング規定を適用した暴力団構成員等の検挙件数は60件と、14年から18年までの平均検挙件数38件より22件（57.9％）、19年中の組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全額は1,941万3,449円と、14年から18年までの平均没収保全額387万2,254円に比べ1,554万1,195円（401.3％）、それぞれ増加したことから、目標は達成されたと認められる。

業績目標１業績指標③

指定暴力団山口組の検挙状況（検挙事例）

達成目標：

指定暴力団山口組に対する取締りを強化する。

基準年：18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：

19年中の暴力団構成員等の総検挙人員は２万7,169人と、18年に比べ1,248人（4.4％）、このうち指定暴力団山口組の検挙人員は１万4,869人と、18年に比べ270人（1.8％）それぞれ減少したが、総検挙人員に占める山口組構成員等の検挙人員の割合は、18年に比べ1.5ポイント向上した。

また、19年中の総検挙件数に占める指定暴力団山口組構成員等の検挙件数は３万654件と、18年に比べ1,304件（4.4％）増加し、総検挙件数に占める山口組構成員等の検挙件数の割合は、18年に比べ2.3ポイント向上したことから、目標はおおむね達成されたと認められる。

業績目標１業績指標④

民事訴訟支援状況（支援事例）

達成目標：

民事訴訟支援を強化する。

基準年：18年　　**達成年**：19年

効果の把握の結果：

19年中の民事訴訟支援の件数は96件と、18年に比べ２件（2.1％）増加するとともに、指定暴力団内部の上位者に対する使用者責任が認容された事例がみられたことから、目標はおおむね達成されたと認められる。

業績目標２業績指標①

暴力団員等及びイラン人による覚せい剤事犯の検挙状況（検挙人員及び検挙事例）

達成目標：

暴力団及びイラン人密売組織に対する取締りを強化し、薬物の密輸・密売に関わる組織に打撃を与える。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 19年中の来日イラン人による覚せい剤事犯検挙人員は85人と、14年から18年までの平均検挙人員99人に比べ14人（14.1%）減少したものの、暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員は6,358人と、平均検挙人員6,229人に比べ129人（2.1%）増加したことから、目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標２業績指標② 麻薬特例法第５条（業として行う不法輸入等）、第６条（薬物犯罪収益等隠匿）及び第７条（同収受）の適用状況（適用事例）並びに警察官たる司法警察員からの請求による第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額 **達成目標**： 麻薬特例法第５条、第６条、第７条及び第19条の適用による薬物密輸・密売組織の薬物犯罪収益等のはく奪を強化し、資金獲得活動の封圧を図る。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 19年中の麻薬特例法第６条の適用件数が５件と、14年から18年までの平均適用件数４件より１件（25.0%）増加したものの、第５条の適用件数が38件と、平均適用件数41件より３（7.3%）、第19条に基づく起訴前の没収保全による没収保全額が4,503万2,829円と、平均没収保全額１億479万218円に比べ5,975万7,389円（57.0%）、それぞれ減少したこと、目標の達成が十分とは言い難い。
	業績目標２業績指標③ 覚せい剤、大麻及びＭＤＭＡ等合成麻薬に係るコントロールド・デリバリーの実施件数 **達成目標**： 組織犯罪対策に有効な捜査手法を積極的に活用することにより、薬物密輸・密売組織に効果的な打撃を与える。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 19年中のコントロールド・デリバリーの実施件数は39件と、14年から18年までの平均実施件数48件に比べ９件（18.8%）減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。
	業績目標３業績指標① 武器庫事件の検挙状況（検挙件数、検挙事例及びけん銃押収丁数）、暴力団員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況（検挙件数、検挙事例及びけん銃押収丁数） **達成目標**： 暴力団等犯罪組織からのけん銃の押収を強化する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 19年中の武器庫事件の検挙件数は12件と、14年から18年までの平均検挙件数９件に比べ３件(33.3%)、押収丁数は84丁と、平均押収丁数54丁に比べ30丁(55.6%)、それぞれ増加したものの、暴力団構成員等によるけん銃及びけん銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数は136件と、平均検挙件数358件に比べ117件(32.7%)、押収丁数は548丁と、平均押収丁数616丁に比べ68丁(11.0%)、それぞれ減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。
	業績目標３業績指標② 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数 **達成目標**： 暴力団等犯罪組織による銃器発砲事件を抑止する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 19年中の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数は42件と、14年から18年までの平均発生件数78件に比べ36件（46.2%）、対立抗争に起因するとみられる銃器発砲事件の発生件数は12件と、平均発生件数17件に比べ５件（29.4%）、それぞれ減少したことから、目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標４業績指標① 国際犯罪組織の犯罪インフラ（不法滞在助長事犯等）の検挙状況（検挙事例）及び組織的な背景を有する来日外国人犯罪の検挙状況（検挙事例） **達成目標**： 国際犯罪組織の取締りを強化する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 来日外国人らによる組織的な背景を有する不法就労助長等の犯罪インフラ事犯につき、組織の壊滅に至る大規模かつ効果的な検挙事例、組織的な背景を有する凶悪事件等につき、組織実態を解明した検挙事例がそれぞれみられたことから、目標は達成されたと認められる。
	業績目標４業績指標② ＩＣＰＯを通じた情報の発信・受信の数

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**達成目標**： ＩＣＰＯを通じた国際組織犯罪の取締りを強化する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 19年中のＩＣＰＯを通じた情報の発信数は2,772件と、14年から18年までの平均発信数に比べ65件（2.5%）、受信数は１万9,151件と、14年から18年までの平均受信数に比べ3,413件（21.7%）、総数は２万5,912件と、14年から18年までの５年間の平均値に比べ4,924件（23.5%）、それぞれ増加するとともに、ＩＣＰＯとのやり取りを通じ、国外関係機関と連携して国外逃亡被疑者を検挙した事例もみられたことから、目標は達成されたと認められる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４－１　組織犯罪対策、暴力団対策の推進
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４－２　薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第３－３－①　来日外国人犯罪の取締りと適切な刑事処分の推進 第３－４－②　関係機関との連携強化

平成19年実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月　　担当部局名　警察庁交通局

施策名	安全かつ快適な交通の確保	政策体系上の位置付け 基本目標4

施策の概要	**業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保** 全交通事故死者数に占める歩行中や自転車乗用中の割合が諸外国に比べて高く、近年自転車事故が増加していること等から、歩行者・自転車利用者の安全確保を図るとともに、自転車による歩行者事故が増加し、自転車利用者の交通ルール・マナー違反を指摘する声もあること等から、自転車の安全利用に係る対策を推進することにより、歩行者・自転車利用者の安全確保を図る。
	業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止 高齢社会の進展に伴い、高齢運転者による交通事故や交通死亡事故の割合が増加しているが、今後、高齢運転者による交通事故の一層の増加が懸念されること等から、高齢運転者対策を始めとする各種運転者対策を推進することにより、高齢運転者による交通事故の防止を図る。
	業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 悪質・危険運転者対策については、長年にわたり、取締りの強化、罰則の引上げ、行政処分の強化等を講じており、飲酒運転や最高速度違反による死亡事故の減少等一定の成果を上げているところであるが、依然として飲酒運転や最高速度違反による死亡事故がそれぞれ全死亡事故の約１割を占めていること等から、継続して飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策を推進することにより、交通秩序の確立を図る。
	業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 シートベルトやチャイルドシートの被害軽減効果を踏まえ、後部座席の着用率を50％以上とするよう、後部座席等におけるシートベルトの着用促進を図るとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ることにより、交通事故死者数の減少を目指す。
	業績目標５　道路交通環境の整備 社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】**
	（評価の結果）
	業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保 業績指標②については達成が不十分であったものの、業績指標①は目標達成に向けて推移していることから、歩行者・自転車利用者の安全確保はおおむね達成に向け推移していると認められる。 達成が不十分であった自転車と歩行者との交通事故件数の減少については、今後、自転車の安全利用に係る対策を推進する必要がある。
	業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止 業績指標①は目標達成に向けて推移していることから、高齢運転者による交通事故の防止に向けて効果が上がっているものと認められる。
	業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 業績指標①及び②共に達成に向けて推移していると認められることから､飲酒運転対策を始めとする悪質･危険運転者対策の推進による交通秩序の確立は達成に向けて推移していると認められる。
	業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 業績指標①、②共に達成が不十分であることから、被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少は、達成が十分とは言い難い。 達成が不十分であった後部座席シートベルト着用率の向上については、事故発生時の被害軽減効果等の広報が十分でないことが考えられ、着用の効果や必要性等の広報啓発を推進していく必要がある。また､チャイルドシート使用率の向上についても､今後､その使用の促進に努める必要がある。
	業績目標５　道路交通環境の整備 19年度末時点において、社会資本整備重点計画中の各指標の達成率（警察の交通安全施設等整備事業によるものに限る。）は、業績指標②から業績指標④については約９割となっており、おおむね達成されたと認められ、業績指標①については達成されたことから、道路交通環境の整備はおおむね推進されたと認められる。
	（評価の結果の政策への反映の方向性）
	業績目標１　歩行者・自転車利用者の安全確保 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による自転車の通行ルール等の改正を契機として、自転車と歩行者との交通事故件数を減少させるため、通行環境整備の推進、幅広い自転車利用者に対する通行ルールの周知と安全教育の推進、街頭における指導啓発活動及び取締りの強化等の施策を推進する。
	業績目標２　高齢運転者による交通事故の防止 実施した施策に効果があったと認められることから、高齢運転者による交通事故の更なる減少へ向け、高齢運転者標識の表示の意味と表示車両に対する保護意識の徹底について、あらゆる機会を通じて高齢運転者及びその他の運転者に周知を図るなど、引き続き高齢運転者に係る施策を実施する。特に、高齢運転者に対する免許更新時における認知機能検査の導入とその結果に基づいた高齢者講習の実施等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が21年６月までに施行されることから、適正に認知機能検査を実施し、効果的な高齢者講習を実施するため、これらの具体的な内容等を検討するとともに、改正内容の広報啓発を強化して、改正法の円滑な実施を図る。
	業績目標３　飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 今後とも、引き続き飲酒運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策を推進し、交通秩序の確立に努める。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

業績目標４　被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少

後部座席シートベルト着用率の向上については、道路交通法の一部を改正する法律の施行による着用義務付けを受けて、関係機関・団体等と連携して、各種交通安全教育等において、後部座席におけるシートベルト装着の被害軽減効果等を実感できる効果的な周知活動を行うほか、新聞、テレビ等の積極的活用による改正法令の内容等に関する効果的な広報に努める。

チャイルドシート使用率の向上については、今後、幼稚園や保育所における保護者への広報、関係機関・団体等と連携した正しい取り付け方法の指導等を実施していく。

業績目標５　道路交通環境の整備

実施した施策に成果があったと認められることから、20年度に政府として策定する次期社会資本整備重点計画に定めることとしている重点目標を確実に達成するために、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】

業績目標１業績指標①

歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数

達成目標：

歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を２割以上減少させる。

基準年：17年　　**達成年**：22年

効果の把握の結果：

19年中の歩行中の交通事故死者数は1,943人と、基準年である17年に比べ161人（7.7%）、18年に比べ108人（5.3%）減少し、自転車乗車中の交通事故死者数は745人と、基準年である17年に比べ101人（11.9%）、18年に比べ67人（8.3%）減少しており、いずれも減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。

業績目標１業績指標②

自転車と歩行者との交通事故件数

達成目標：

自転車と歩行者との交通事故件数を減少させる。

基準年：17年　　**達成年**：22年

効果の把握の結果：

19年中の交通事故発生件数のうち、自転車と歩行者との交通事故発生件数は2,856件と、基準年である17年に比べ280件（10.9%）、18年に比べ89件（3.2%）増加しており、年々増加傾向にあることから、達成が十分とは言えない。

業績目標２業績指標①

70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数

達成目標：

70歳以上高齢運転者による交通死亡事故を約１割以上抑止する。

基準年：17年　　**達成年**：22年

効果の把握の結果：

19年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は684件と、基準年である17年に比べ74件（9.8%）、18年に比べ13件（1.9%）減少し、70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は11.1件と、基準年である17年に比べ2.9件（20.7%）、18年に比べ1.1件（9.0%）減少しており、いずれも減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。

業績目標３業績指標①

悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数

達成目標：

悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。

基準年：17年　　**達成年**：22年

効果の把握の結果：

19年中の飲酒運転による交通死亡事故は430件と、基準年である17年に比べ277件（39.2%）、18年に比べ181件（29.6%）、無免許運転による交通死亡事故は87件と、基準年である17年に比べ61件（41.2%）、18年に比べ21件（19.4%）最高速度違反による交通死亡事故は449件と、基準年である17年に比べ209件（31.8%）、18年に比べ71件（13.7%）、信号無視による交通死亡事故は198件と、基準年である17年に比べ45件（18.5%）、18年に比べ11件（5.3%）、歩行者妨害等による交通死亡事故は306件と、基準年である17年に比べ39件（11.3%）、18年に比べ55件（15.2%）指定場所一時不停止による交通死亡事故は217件と、基準年である17年に比べ33件（13.2%）、18年に比べ16件（6.9%）、それぞれ減少しており、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は減少していることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。

業績目標３業績指標②

暴走族の構成員数、い集、走行回数及び暴走族に関する110番通報件数

達成目標：

暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数を減少させる。

基準年：17年　　**達成年**：22年

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**効果の把握の結果**： 19年末現在で警察が把握した暴走族構成員数は１万2,584人と、基準年である17年に比べ2,502件（16.6%）、18年に比べ1,093件（8.0%）、警察が把握した暴走族のい集・走行回数は4,174回と、基準年である17年に比べ395回（8.6%）、18年に比べ556回（11.8%、暴走族に関する110番通報件数は６万4,057件と、基準年である　17年に比べ9,307件（12.7%）、18年に比べ1,463件（2.2%）それぞれ減少しており、暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する110番通報件数が減少傾向にあることから、目標の達成に向けて推移していると認められる。
	業績目標４業績指標① シートベルトの着用率 **達成目標**： 助手席の着用率を運転席と同水準にするとともに、後部座席の着用率を50%以上にする。 **基準年**：17年　　**達成年**：22年 **効果の把握の結果**： 19年中の一般道におけるシートベルト着用率は、運転席については95.0%と、基準年である17年に比べ2.6ポイント、18年に比べ1.2ポイント、助手席については86.3%と、基準年である17年に比べ6.0ポイント、18年に比べ2.9ポイント、後部座席については8.8%と、基準年である17年に比べ0.7ポイント、18年の7.5%に比べ1.3ポイント、それぞれ向上したところ、後部座席は依然として低調であり、達成が十分とは言えない。
	業績目標４業績指標② チャイルドシートの使用率 **達成目標**： チャイルドシートの使用率をできるだけ向上させ､その正しい使用の徹底を図る取組みに努める。 **基準年**：17年　　**達成年**：22年 **効果の把握の結果**： 19年中のチャイルドシート使用率は46.9%と、基準年である17年に比べ2.2ポイント、18年に比べ2.5ポイント減少しており、年々減少傾向にあることから、達成が十分とは言えない。
	業績目標５業績指標① １日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合 **達成目標**： 交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上における信号機のバリアフリー化率を約８割に向上させる。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 信号機のバリアフリー化の割合は、19年度末現在で81.1%となった。 したがって、業績指標①については達成した。
	業績目標５業績指標② 道路交通における死傷事故率 **達成目標**： 死傷事故率を約１割削減させる。 【交通安全施設等整備事業により達成すべき目標】 ・信号機の高度化等により死傷事故を約４万4,000件抑止　等 ・あんしん歩行エリアの整備（注１）によりエリア内の死傷事故を約２割抑止 ・事故危険箇所対策（注２）により対策実施箇所における死傷事故を約３割抑止 注１：あんしん歩行エリアの整備：死傷事故発生割合の高い地区796箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 注２：事故危険箇所対策：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路3,956箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 信号機の高度化等により、死傷事故は19年度末までに年間当たり約３万9,000件抑止されているものと推計され、目標はおおむね達成されたと認められる。 注３：あんしん歩行エリアの整備によるエリア内の死傷事故件数及び事故危険箇所対策実施箇所における死傷事故件数に関しては、効果測定を実施中である。
	業績目標５業績指標③ 運輸部門におけるCO2排出削減量 **達成目標**： CO2排出量を約4,530万t-CO2削減させる。 【交通安全施設等整備事業により達成すべき目標】 ・信号機の高度化等により約70万t-CO2削減 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 信号機の高度化等により、二酸化炭素の排出量は19年度末までに年間当たり約62万t-CO2抑止されていると推計され、目標はおおむね達成されたと認められる。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**業績目標５業績指標④** 信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 **達成目標**： 対策実施箇所において通過時間を約１割（3.2億人時間／年）短縮させる。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は19年度末までに約3.0億人時間／年短縮されていると推計され、目標はおおむね達成されたと認められる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第８次交通安全基本計画	平成18年3月14日	第１部第１章第３節Ⅱ－１，２ ＜道路交通環境の整備＞ ＜交通安全思想の普及徹底＞
	第８次交通安全基本計画	平成18年3月14日	第1部第1章第3節Ⅱ ２(1)カ「高齢者に対する安全教育の推進」 ３(1)エ「高齢運転者対策の充実」 ８(1)イ(ｱ)「高齢者の交通行動特性に関する研究の推進」
	第８次交通安全基本計画	平成18年3月14日	第１部第１章第３節Ⅱ－５＜道路交通秩序の維持＞
	第８次交通安全基本計画	平成18年3月14日	第１部第１章第３節Ⅱ－２＜交通安全思想の普及徹底＞
	社会資本整備重点計画（閣議決定）	平成15年10月10日	第３章＜交通安全施設等整備事業＞２(1)、(3)
	第８次交通安全基本計画	平成18年3月14日	第１部第１章第３節Ⅱ－１＜道路交通環境の整備＞

平成19年実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年７月　　担当部局名　警察庁警備局

施策名	国の公安の維持	政策体系上の位置付け 基本目標5

施策の概要

業績目標１　重大テロ事案（注１）の予防鎮圧
的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案の予防鎮圧を図る。
注１：国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム

業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化を図るため、的確な警備措置を講ずる。

業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施
主要警備対象勢力（注２）による違法事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。
注２：警備犯罪（国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪、その他各種の社会運動に伴う犯罪）を行い、又は行うおそれのある主要な対象

業績目標４　グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
国際的なテロ、対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等に係るグローバルな情報収集・分析機能を強化することにより、諜報・国際テロ等の未然防止を図るとともに、これらの事案に的確に対処する。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【評価結果の概要】

（評価の結果）

業績目標１　重大テロ事案の予防鎮圧
業績指標①、②、③及び④について、目標が達成されたと認められることから、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置は推進されたと認められる。

業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
業績指標①、②及び③について、目標が達成されたと認められることから、大規模自然災害等の重大事案への対処は、的確に行われたと認められる。

業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施
警備犯罪の検挙状況は、基準年である14年から18年までとおおむね同じ水準であったが、主要警備対象勢力による警備犯罪の検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止が図られたことから、主要警備対象勢力による各種事案への的確な対処が行われたことから、業績指標①はおおむね達成されたと認められる。
また、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反の送致件数及び送致人員は減少したものの、入管法第65条の適用人員増加による退去強制の効率化等により、不法入国・不法滞在者対策の取組みが順調に推進されたことから、19年の不法残留者が14年から18年までの平均不法残留者数から大幅に減少し、業績指標②は達成されたと認められる。
これらのことから、警備犯罪の取締りはおおむね推進されたと認められる。しかし、主要警備対象勢力は、今後も引き続き違法行為を引き起こすおそれがあることから、これら勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する必要がある。

業績目標４　グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
業績指標①、②共におおむね達成されたと認められることから、情報収集・分析機能は強化されつつあると認められる。
しかしながら、深刻化する国際的なテロ情勢、活発化する対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等をめぐる状況を踏まえると、依然として、情報収集・分析機能をより一層強化していく必要があるものと認められる。

（評価の結果の政策への反映の方向性）

業績目標１　重大テロ事案の予防鎮圧
今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警備等の実施、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。
また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。

業績目標２　大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
今後とも、情勢に応じた適時・適切な災害警備活動、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。
また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。

業績目標３　警備犯罪取締りの的確な実施
20年度は、不法滞在者半減という政府目標を掲げた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の最終年度であることから、入国管理局との合同摘発や集中取締りの積極的な実施、退去強制の効率化等を推進するとともに、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する。

業績目標４　グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
情報収集・分析機能は一定の強化が図られたが、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換等の連携を図り、情報収集・分析機能の強化を進めていくこととする。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】

業績目標１業績指標①

治安警備及び警衛・警護の実施状況

達成目標：

的確な警備措置を図る。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進するとともに、重大テロ事案発生時に対処に当たる部隊の装備資機材や体制を整備して、その対処能力を充実強化するための措置を講じたことにより、重大テロ事案の未然防止が図られたことから、目標は達成されたと認められる。
	業績目標１業績指標② 情報交換等関係機関との連携状況 **達成目標**： 関係機関との連携強化を推進する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 陸上自衛隊や海上保安庁との共同訓練を実施するなど、関係機関との連携強化に努めたことから、目標は達成されたと認められる。
	業績目標１業績指標③ 重大テロ事案の対処に係る各種訓練の実施状況 **達成目標**： 各種訓練を的確に実施する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 国民保護訓練や陸上自衛隊・海上保安庁との実動訓練等の各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。
	業績目標１業績指標④ 重大テロ事案の発生状況 **達成目標**： 重大テロ事案の未然防止を図る。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 重大テロ事案の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、重大テロ事案の発生はなかったことから、目標は達成されたと認められる。
	業績目標２業績指標① 災害警備活動の実施状況 **達成目標**： 重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 広域緊急援助隊の装備資機材の整備や災害現場への出動等、重大事案発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じていることから、目標は達成されたと認められる。
	業績目標２業績指標② 情報交換等関係機関との連携状況 **達成目標**： 関係機関との連携強化を推進する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 能登半島地震、新潟県中越沖地震に際して、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るなど、関係機関との連携強化を推進していることから、目標は達成されたと認められる。
	業績目標２業績指標③ 重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況 **達成目標**： 各種訓練を的確に実施する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 広域緊急援助隊合同訓練等の、重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。
	業績目標３業績指標① 警備犯罪の検挙状況（検挙件数及び検挙事例） **達成目標**： 主要警備対象勢力による各種事案に的確に対処する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**効果の把握の結果**： 警備犯罪の検挙件数（入管法違反送致件数・人員を除く。）は、ここ数年と同じ水準で推移し、主要警備対象勢力の活動実態の把握も推進されている。 また、入管法違反送致件数及び送致人員は減少しているものの、不法滞在者が大幅に減少していると見られる状況においても、入管法第65条の適用人員は大幅に増加しており、退去強制の効率化が図られ、不法入国・不法滞在者対策の取組みが順調に推進されていることから、目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標３業績指標② 入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況 **達成目標**： 関係機関との連携強化を推進する。 **基準年**：14～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 合同摘発等を通じて、法務省入国管理局や財務省関税局、海上保安庁等との連携強化が推進されていることから、目標は達成されたと認められる。
	業績目標４業績指標① 情報収集・分析のための態勢強化状況 **達成目標**： 情報収集・分析態勢を強化する。 **基準年**：18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 各国治安情報機関との情報交換の強化や、国際的なテロ情報の分析体制の強化等のために所要の増員措置を行うなど、情報収集・分析のための態勢強化が推進されており、目標はおおむね達成されたと認められる。
	業績目標４業績指標② 国内外の関係機関との情報交換等の連携状況 **達成目標**： 関係機関との連携を強化する。 **基準年**：18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 国内外の関係機関と各レベルで緊密な情報交換を行うなど、連携が強化されていることから、目標はおおむね達成されたと認められる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第168回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成19年10月1日	大災害時の安全確保など、安全・安心な町づくりを目指します。
	第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。 また、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対し、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。
	第165回国会における内閣総理大臣所信表明演説	平成18年9月29日	国際社会と協力してテロや国際組織犯罪の防止・根絶に取り組みます。
	第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	増加している外国人犯罪に対処するため入国時に指紋による審査を導入するとともに、警察と入国管理局の連携を強化して、25万人と推定される不法滞在者を平成20年までに半減することを目指します。
	第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底します。

平成19年実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月　　担当部局名　警察庁長官官房給与厚生課

施策名	犯罪被害者等の支援の充実	政策体系上の位置付け 基本目標6
施策の概要	**業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実** 犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の二次的被害を被っており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な被害者支援の充実を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	**【評価結果の概要】** **（評価の結果）** **業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実** 業績指標①、②及び③については目標が達成され、業績指標④についてもおおむね達成されたことから、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実は、おおむね達成されたと認められる。 **（評価の結果の政策への反映の方向性）** **業績目標１　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実** 今後とも、犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実を図る。 **【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】** **業績目標１業績指標①** 犯罪被害給付制度の運用状況（申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給要件の緩和に係る被害者数、裁定金額） **達成目標**： 犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。 **基準年**：16～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 18年４月１日に施行された政令・規則改正が適切に運用され、19年中の政令・規則により拡大した支給範囲に当たる申請に係る被害者数は98人と、18年に比べ75人（326.1％）、裁定金額のうち、政令・規則により拡大した支給範囲に当たる裁定金額は810万円と、18年に比べ791万円(4,163.2％)、それぞれ増加したことから、目標は達成されたと認められる。 **業績目標１業績指標②** 性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況（支給被害者数及び事例） **達成目標**： 性犯罪被害者を始めとする身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な支給を図る。 **基準年**：17～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 19年中の身体犯被害者に対する診断書料の支給件数は4,207件と、17年から18年までの平均支給件数に比べ844件（25.1％）増加した。また、初診料については2,793件と、17年から18年までの平均件数に比べ、423件（17.8％）増加した。さらに検案書料については546件と、17年から18年までの平均件数に比べ289件（112.5％）増加したことから、目標は達成されたと認められる。 **業績目標１業績指標③** 二次的被害を回避・軽減するための被害者対策用車両の整備台数 **達成目標**： 最近の増加傾向を維持する。 **基準年**：17～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 被害者対策用車両は、19年12月末現在、全国で463台整備されており、17年末に比べ、91台（24.5％）、18年12月末に比べ、58台（14.3％）増加し、目標を達成した。 **業績目標１業績指標④** 関係機関・団体との連携状況（民間被害者支援団体における相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数及び警察からの情報提供件数） **達成目標**： それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。 **基準年**：16～18年　　**達成年**：19年 **効果の把握の結果**： 19年中の警察からの情報提供件数は283件と、18年中に比べ32件（10.2％）減少したが、民間被害者支援団体における相談受理件数は１万5,923件と、18年中に比べ891件（5.9％）増加し、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている団体は16団体と、18年12月末に比べ７団体増加したことから、目標をおおむね達成した。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪被害者等基本計画（閣議決定）	平成17年12月17日	
	第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	犯罪被害者や遺族が一日も早く立ち直り安心して生活できるよう支援します。

平成19年実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月

担当部局名　警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、警備局警備企画課、情報通信局情報技術解析課

施策名	情報セキュリティの確保	政策体系上の位置付け 基本目標7
施策の概要	業績目標１　サイバー空間の安全確保 国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするため、高度情報通信ネットワーク上の治安維持を図り、情報セキュリティを確保する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （評価の結果） 業績目標１　サイバー空間の安全確保 業績指標①、②及び③は、いずれも達成されていることから、サイバー空間の安全確保は推進されたと認められる。 しかしながら、サイバー犯罪等に関する相談受理件数は依然として高い水準にある。また、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化が進んでおり、サイバー犯罪対策を更に強力に推進する必要がある。 さらに、サイバーテロ対策については、重要インフラへの情報通信技術の浸透、サイバー攻撃の手段の高度化等を踏まえ、取組みを更に強力に推進する必要がある。 （評価の結果の政策への反映の方向性） 業績目標１　サイバー空間の安全確保 サイバー犯罪の取締り及び抑止のための活動を強化するとともに、電子機器等を解析する能力の強化、国内外関係機関・民間企業との連携等デジタルフォレンジック（注）に係る取組みの強化により効率的かつ効果的な技術支援を行っていくほか、サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化に向けた取組みを進めるなど、サイバー空間の安全確保を更に強力に推進する。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 業績目標１業績指標① サイバー犯罪の検挙件数 達成目標： サイバー犯罪の検挙件数について最近の増加傾向を維持する。 基準年：14～18年　　達成年：19年 効果の把握の結果： 19年中のサイバー犯罪の検挙件数は5,473件と、18年に比べ1,048件（23.7%）増加し、目標を達成した。 業績目標１業績指標② 技術支援件数 達成目標： 技術支援件数を過去２年間の平均より増加させる。 基準年：17～18年　　達成年：19年 効果の把握の結果： 19年中の技術支援件数は１万7,685件と、17年から18年までの平均技術支援件数１万3,002件に比べ4,683件（36.0%）増加し、目標を達成した。 業績目標１業績指標③ サイバーテロの発生状況 達成目標： サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。 基準年：18年　　達成年：19年 効果の把握の結果： 19年中のサイバーテロの発生件数は０件であり、目標を達成した。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第４＜組織犯罪等からの経済、社会の防御＞４
	ＩＴ新改革戦略	平成18年１月	Ⅱ２．（２）
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年６月	第４章－５

平成19年実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月　　担当部局名　警察庁情報通信局情報管理課

施策名	ＩＴを活用した国民の利便性・サービスの向上	政策体系上の位置付け 基本目標8
施策の概要	業績目標１　警察行政の電子化の推進 国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、ＩＴの活用により、警察行政の電子化を推進する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （評価の結果） 業績目標１　警察行政の電子化の推進 業績指標①、②及び③はすべて達成されたことから、業績目標の警察行政の電子化の推進は図られたと認められるものの、オンライン利用率の水準は依然低調であることから、周知活動を更に強化するなどして、引き続きオンライン利用の促進に努める必要がある。 （評価の結果の政策への反映の方向性） 業績目標１　警察行政の電子化の推進 オンライン化率及び実質的な稼働率については、今後も100％を継続できるように、引き続き環境の維持に努めることとする。また、オンライン利用率の向上については、反復性のない申請が大半を占めるなど利用率の向上を図ることが難しい面があるものの、引き続きオンラインによる申請・届出等の周知を図るとともに、窓口において対応する職員や所管法人等を対象としてオンライン申請・届出等手続対象システムの利用方法について研修を行うなど、利用率の向上に向けて取り組むこととする。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果　等】 業績目標１業績指標① 国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率 達成目標： 100％を継続する。 基準年：16年　　達成年：19年 効果の把握の結果： オンライン化可能な手続に占めるオンライン化された手続の割合は、15年度には75％であったが、16年度中に、残る手続すべてについてオンライン化を実現して、100％を達成した後、17年度、18年度及び19年度において100％を継続したことから、目標を達成した。 業績目標１業績指標② オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率 達成目標： 100％を継続する。 基準年：16年　　達成年：19年 効果の把握の結果： メンテナンス等、事前に予定された運用停止を除く実質的な稼働率は、16年度に100％を達成した後、17年度、18年度及び19年度において100％を継続したことから、目標を達成した。 業績目標１業績指標③ 申請・届出等手続のオンライン利用率 達成目標： オンライン利用率の向上に努める。 基準年：18年　　達成年：19年 効果の把握の結果： 19年度のオンラインによる申請・届出等の件数の割合は1.5％と、18年度に比べ1.4ポイント向上した。オンラインによる申請・届出等の利用を促進させるため、所管法人等にオンライン申請が可能であることを周知する文書を発出するなど、オンライン利用率の水準は低調であるものの、オンライン利用率の向上に努めたことから、目標を達成した。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	e-Japan重点計画	平成13年３月	５．行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
	第164国会内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	７　将来の発展基盤の整備 「ＩＴ新改革戦略」に基づき、…役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがＩＴの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。